

京都大学COC事業評議会要項

(平成25年11月12日総長裁定)

第1 京都大学に、COC事業（自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を推進し、課題解決に資する多様な人材及び情報・技術を集積して地（知）の拠点を整備する事業（KYOTO未来創造拠点整備事業））の実施に関する重要事項を審議するため、COC事業評議会（以下「評議会」という。）を置く。

第2 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (3) 部局長 若干名
- (4) 連携自治体の長
- (5) 産業界、公共的団体等に所属する学外の有識者 若干名
- (6) COC事業の事業担当者
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号、第5号及び第7号の評議員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号、第5号及び第7号の評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3 評議会に議長及び副議長を置く。

2 議長は総長をもって充て、副議長は担当理事をもって充てる。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4 評議会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 評議会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 評議会は、必要と認めるときは、評議員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

第6 評議会に関する事務は、学務部教務企画課において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、評議会に関し必要な事項は、評議会が定める。

附 則

1 この要項は、平成25年11月12日から実施する。

2 この要項の実施後最初に委嘱する第2第1項第3号、第5号及び第7号の評議員の任期は、第2第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。